

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（昭和60年岩手県人事委員会告示第4号）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るものを除く。</p> <p>ア 行政職給料表の職務の級 <u>10級及び11級</u></p> <p>イ 公安職給料表の職務の級 <u>9級及び10級</u></p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び第8号並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第5号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>(19)～(24) [略]</p> <p>(25) 初任給等規則第10条第1項第1号オの規定による新たに職員となった者の職務の級の決定のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）と市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）との適用を異にする異動であって給料月額の変更を伴わない場合のものについて承認すること。</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) 初任給等規則第17条の規定により給料月額の基準について承認すること。</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（昭和60年岩手県人事委員会告示第4号）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るものを除く。</p> <p>ア 行政職給料表の職務の級 <u>8級、9級及び10級</u></p> <p>イ 公安職給料表の職務の級 <u>8級及び9級</u></p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び第9号並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>(19)～(24) [略]</p> <p>(25) 初任給等規則第10条第1項第1号オの規定による新たに職員となった者の職務の級の決定のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）と市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）との適用を異にする異動であって号給の変更を伴わない場合のものについて承認すること。</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) 初任給等規則第17条の規定により号給の基準について承認すること。</p>

(28)・(29) [略]

(30) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第6号）附則第8項の規定により降格した職員がその後昇格した場合の号給等について承認すること。

(31) 初任給等規則第23条第3項の規定により降格に伴う給料月額について承認すること。

(32) [略]

(33) 初任給等規則第28条第2項の規定により昇給期間の短縮について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) 「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知（昭和45年4月1日付け45岩人委業第102号。以下「初任給等通知」という。）第22条関係第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の給料月額について承認すること。

(39) 初任給等通知第29条関係第7号の規定により降格後の給料月額を決定された職員の最初の昇給に係る昇給期間の短縮について承認すること。

(40) [略]

(41) [略]

(42) 「給料の特別調整額に関する規則等の運用について」の通知（昭和35年10月7日付け35岩人委業第355号）第7項の規定により協議に応ずること。

(43) [略]

(44) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）別表第1の備考2の規定により特に必要と認める職員であることを承認すること。ただし、異動後の職務の級が委員会付議級である職に係るものを除く。

(28)・(29) [略]

(30) 初任給等規則第23条第4項の規定により降格に伴う号給について承認すること。

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) 「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知（昭和45年4月1日付け45岩人委業第102号。以下「初任給等通知」という。）第22条関係第3項ただし書の規定により別段の取扱いについて承認すること。

(37) [略]

(38) [略]

(39) 「給料の特別調整額に関する規則等の運用について」の通知（昭和35年10月7日付け35岩人委業第355号）第6項の規定により協議に応ずること。

(40) [略]

(41) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）第14条ただし書の規定により協議に応ずること。

(42) 期末手当等規則別表第1の備考2の規定により特に必要と認める職員であることを承認すること。ただし、異動後の職務の級が委員会付議級である職に係るものを除く。

(45) 「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）第21項及び第22項ただし書の規定により協議に応ずること。

- (46) [略]
- (47) [略]
- (48) [略]
- (49) [略]
- (50) [略]
- (51) [略]
- (52) [略]
- (53) [略]
- (54) [略]
- (55) [略]
- (56) [略]
- (57) [略]
- (58) [略]
- (59) [略]
- (60) [略]
- (61) [略]
- (62) [略]
- (63) [略]
- (64) [略]
- (65) [略]
- (66) [略]
- (67) [略]

（職員課長専決事項）

第9条 職員課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(10) [略]
- (11) 初任給等規則第16条の規定により給料月額について承認すること。
- (12) 初任給等規則第16条第6号に規定する者について承認すること。
- (13) [略]
- (14) 初任給等規則第25条第1項第2号の規定により初任給基準を異にする異動をした職員の給料月額の基準について承認すること。
- (15) 初任給等規則第27条の規定により給料表の適用を異にする異動をした職員の給料月額の基準について承認すること。

- (43) [略]
- (44) [略]
- (45) [略]
- (46) [略]
- (47) [略]
- (48) [略]
- (49) [略]
- (50) [略]
- (51) [略]
- (52) [略]
- (53) [略]
- (54) [略]
- (55) [略]
- (56) [略]
- (57) [略]
- (58) [略]
- (59) [略]
- (60) [略]
- (61) [略]
- (62) [略]
- (63) [略]
- (64) [略]

（職員課長専決事項）

第9条 職員課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(10) [略]
- (11) 初任給等規則第16条の規定により号給について承認すること。
- (12) 初任給等規則第16条第9号に規定する者について承認すること。
- (13) [略]
- (14) 初任給等規則第25条第1項第2号の規定により初任給基準を異にする異動をした職員の号給の基準について承認すること。
- (15) 初任給等規則第27条の規定により給料表の適用を異にする異動をした職員の号給の基準について承認すること。

(16) 初任給等規則第31条の規定により昇給期間の短縮について承認すること。

(17) 初任給等規則第35条第2項の規定により特別昇給定数を定めること。

(18) 初任給等規則第37条の規定により特別昇給について承認すること。

(19) 初任給等規則第40条第1項の規定により特別の場合の特別昇給について承認すること。

(20) 初任給等規則第43条第3項の規定により復職時等における給料月額調整等について承認すること。

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) 「職員の昇格の実施基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第146号）第4第1項の規定により同格とみなされる在職年数又は在級年数について承認すること。

(28) [略]

(29) [略]

(30) 「新たに職員となつた者の昇給期間の短縮について」の通知（昭和46年1月1日付け46岩人委業第4号）第2項の規定により協議に応ずること。

(31) [略]

(32) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）別表大学の項第4号の規定により協議に応ずること。

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

(39) [略]

(40) [略]

(41) [略]

(42) 期末手当等運用通知第13項第5号の規定により協議に応ずること。

(16) 初任給等規則第35条第8項の規定により号給数を定めること。

(17) 初任給等規則第38条の規定により昇給について承認すること。

(18) 初任給等規則第39条第1項の規定により特別の場合の昇給について承認すること。

(19) 初任給等規則第43条第2項の規定により復職時等における号給調整等について承認すること。

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) 「職員の昇格の実施基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第146号）第3第1項の規定により同格とみなされる在職年数又は在級年数について承認すること。

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

(39) 「期末手当及び通勤手当に関する規則の運用等について」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）第14項第5号の規定により協議に応ずること。

(43) 期末手当等運用通知第20項第4号の規定により協議に
応ずること。

(44) [略]

(45) 公益法人等派遣規則第5条第3項の規定により復帰時
における給料月額調整等について承認すること。

(46) [略]

(40) 期末手当等運用通知第21項第4号の規定により協議に
応ずること。

(41) [略]

(42) 公益法人等派遣規則第5条第2項の規定により復帰時
における号給調整について承認すること。

(43) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。